事業に要する費用の一部を最大100万円補助!

〇下関市にぎわいのまちづくり促進事業補助金のご案内〇

空き家を活用して、事業の開始をお考えの事業者様に朗報です!

下関市豊田町及び豊北町において、にぎわいを創出し、 活性化を図るため、空き家を利用して新たに事業を開始 する事業者に対し、その事業に要する費用の一部を補助 します。

空き家

リニューアル・リノベーション等



改装·改築等





対象者:下関市豊田町及び豊北町の空き家を利用して、新たに事業を開始しようとするもの

対象経費:(1)空き家(補助対象事業の用に供する部分に限る。)の賃借料 (共益費、敷金、不動産仲介料、手数料、礼金等を除く。) 並びに修繕、改装及び改築に要する経費

(2) 補助対象事業に要する設備、機器、器具等の購入、賃借、リース又はレンタルに要する経費

(3) 補助対象事業に要する旅費、宣伝広告費及び通信運搬費

補助金額:1事業あたり最大100万円

補助期間:交付決定日から令和4年3月31日まで

受付開始日:令和3年4月1日から

応募方法:<u>事前相談のうえ</u>、指定する補助金交付申請書等を提出してください。

物件情報については、お気軽にご相談ください。

下関市豊田総合支所地域政策課 TEL083-766-1055 e-mail ttchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp 下関市豊北総合支所地域政策課 TEL083-782-1914 e-mail hhchiiki@city.shimonoseki.yamaguchi.jp